

騒音規制のしおり

令和8年4月
石川県

第1 騒音規制法による規制

1 法の目的

騒音規制法は、規制地域における工場・事業場から発生する騒音や建設工事に伴って発生する騒音を規制するとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的としています。

2 規制地域

石川県では、全ての市町（19市町）において知事又は市長が規制地域を定めています。具体的な規制地域の範囲等については、各市町環境担当課へお尋ねください。

表－1 規制する地域の指定状況

市町	当初施行年月日	最終施行年月日	平成24年度以降の改正年度	市町	当初施行年月日	最終施行年月日	平成24年度以降の改正年度
金沢市	S45.5.1	R4.4.1	H27	野々市市	S48.5.1	R7.4.1	H24, 27、R1, 2, 4
七尾市	S48.5.1	H24.4.1		川北町	S51.5.1	H11.5.1	
小松市	S50.5.1	R5.7.7	R3	津幡町	S50.5.1	H23.5.1	
輪島市	S50.5.1	R2.4.1	H24	内灘町	S48.5.1	H21.5.1	
珠洲市	S50.5.1	H24.4.1		志賀町	S50.5.1	H18.4.1	
加賀市	S50.5.1	H24.4.1		宝達志水町	S51.5.1	H18.4.1	
羽咋市	S50.5.1	H24.4.1		中能登町	S51.5.1	H23.5.1	
かほく市	S50.5.1	R4.4.1	H24	穴水町	S52.5.1	H14.4.1	
白山市	S50.5.1	R6.1.5	H27	能登町	S52.5.1	H14.4.1	
能美市	S50.5.1	H24.4.1					

※ 規制地域は平成24年4月1日から施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、各市においては各市長が、各町においては知事が定めています。

3 工場騒音の規制

(1) 特定施設と規制基準

規制地域（表－1）内で特定施設（表－2）を設置する工場又は事業場（「特定工場等」といいます）は、規制基準（表－3）の適用を受けます。

表－2 特定施設

施設の種類	規模・能力	備考
① 金属加工機械		
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計 22.5kW 以上のもの	
ロ 製管機械	すべてのもの	
ハ ベンディングマシン	ロール式のもので原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの	
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	
ホ 機械プレス	呼び加圧能力 294 キロニュートン(30 重量トン)以上のもの	
ヘ せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの	
ト 鍛造機	すべてのもの	
チ ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの	
リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	
ヌ タンブラー	すべてのもの	
ル 切断機	といしを用いるものに限る	H9.10.1より適用
② 空気圧縮機*及び送風機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの（空気圧縮機については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く）	設備の一部となるものも含む
③ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの	
④ 織機	原動機を用いるもの	
⑤ 建設用資材製造機械		
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 0.45m ³ 以上のもの	
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量 200kg 以上のもの	
⑥ 穀物用製粉機	ロール式のもので原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの	
⑦ 木材加工機械		
イ ドラムバーカー	すべてのもの	
ロ チッパー	原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの	
ハ 碎木機	すべてのもの	
ニ 帯のご盤	原動機の定格出力が、製材用のものにあつては 15kW 以上、木工用のものにあつては 2.25kW 以上のもの	
ホ 丸のご盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの	
ヘ かな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの	
⑧ 抄紙機	すべてのもの	
⑨ 印刷機械	原動機を用いるもの	
⑩ 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	
⑪ 鋳造型機	ジョルト式のもの	

(備考) 1馬力は0.746kWに相当するものとして取り扱います。

* 空気圧縮機とは、圧縮機（冷凍機を除く）に該当するもののうち、空気を圧縮するものをいいます。

表－3 特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	区分に対する規制基準（単位：デシベル）			備 考
	昼 間	朝・夕	夜 間	
	午前8時～午後7時まで	朝午前6時～8時まで 夕午後7時～10時まで	午後10時～翌日午前6時まで	
第1種区域	50	45	40	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 （おおむね第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域）
第2種区域	55	50	45	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 （おおむね第1種・第2種中高層住居専用地域及び第1種・第2種住居地域、準住居地域）
第3種区域	65	60	50	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 （おおむね近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）
第4種区域	70	65	60	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 （おおむね工業地域）
<p>ただし、第2種区域、第3種区域及び第4種区域で、次の施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、5デシベルを減じた値とする。</p> <p>① 学 校、② 保育所、③ 病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所 ④ 図書館、⑤ 特別養護老人ホーム、⑥ 幼保連携型認定こども園</p> <p>(注) 1 規制基準とは、特定工場等において発生する騒音の敷地境界線における大きさの許容限度をいいます。 2 具体的な規制地域の範囲は、各市町環境担当課へお尋ね下さい。</p>				

(2) 届 出

規制地域（表－1）内の工場・事業場に特定施設（表－2）を設置しようとする（している）事業者は、市町長への届出（表－4）が義務づけられています。

表－4 特定施設の届出

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	提出部数	届出の期限	届出を忘れた場合等の罰則	届出者
①特定施設設置届 （法第6条第1項）	規制地域内で、工場等（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を新たに設置しようとする場合	様式第1	正副2部 （添付書類を含む）	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 5万円以下の罰金 （法第30条）	特定施設を設置しようとする者
②特定施設使用届 （法第7条第1項）	・新たに規制地域となった工場等において、現に特定施設を設置している場合（設置の工事をしていないものを含む。） ・現に規制地域内で設置している施設が特定施設になった場合（当該施設以外に特定施設が設置されていない場合に限る。）	様式第2		規制地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から30日以内	同 上 3万円以下の罰金 （法第31条）	特定施設を設置している者

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則	届出者
③特定施設の種類ごとの数変更届 (法第8条第1項)	①又は②の届出に係る特定施設の種類の数の変更の場合 ただし、①、②の届出に係る特定施設の種類の数減少又は直近の届出の2倍以内の増加の場合はこの限りでない。(参考2参照)	様式第3	正副2部 (添付書類を含む)	特定施設の種類の数の変更に係る設置工事の開始の日の30日前まで	届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の罰金 (法第31条)	①又は②の届出をした者
④騒音の防止の方法変更届 (法第8条第1項)	①又は②の届出に係る騒音防止の方法の変更の場合 ただし、騒音の大きさの増加を伴わない場合はこの限りでない。	様式第4		騒音防止の変更に係る工事の開始の30日前まで	同上 3万円以下の罰金 (法第31条)	同上
⑤氏名等(名称、住所、所在地)変更届 (法第10条)	①又は②の届出に係る氏名、名称、住所又は所在地に変更があった場合 ただし、工場等の移転の場合は、廃止、新設扱いとする。	様式第6	正副2部	氏名、住所、名称、所在地の変更のあった日から30日以内	同上 1万円以下の過料 (法第33条)	同上
⑥特定施設使用全廃届 (法第10条)	①又は②の届出に係るすべての特定施設の使用を廃止した場合	様式第7		特定施設の使用を廃止した日から30日以内	同上 1万円以下の過料 (法第33条)	同上
⑦承継届 (法第11条第3項)	①又は②の届出者の地位を承継(譲受、借受、相続、合併又は分割による。)した場合	様式第8		承継があった日から30日以内	同上 1万円以下の過料 (法第33条)	①又は②の届出者の地位を承継した者

【参考】

- ①・②・③・④の届出に添付する書類は、次のとおりです。
 - 特定工場等及びその付近の見取図
 - 特定施設の配置図
- 「直近の届出」とは、①又は②の直ぐ近くの届出を意味します。

(例) 新設：5台 ⇒ 届出必要
第1次増設：5台(計10台) ⇒ 届出を要しない。(直近の届出(新設の届出時)から2倍以内)
第2次増設：1台(計11台) ⇒ 届出必要 (直近の届出(新設の届出時)の2倍を超える)
第3次増設：10台(計21台) ⇒ 届出を要しない。(直近の届出(第2次増設届出時)の2倍以内)
第4次増設：2台(計23台) ⇒ 届出必要 (直近の届出(第2次増設届出時)の2倍を超える)
- 届出の手続は、次のとおりです。
 - 届出書は、各市町環境担当課に提出してください。
 - 届出書の用紙は、各市町環境担当課にあります。
- ⑤の氏名(名称、住所、所在地)変更届及び⑦の承継届は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び振動規制法と同一の様式で届出することができます。

4 建設作業騒音の規制

規制地域（表－1）内において特定建設作業（表－5）を伴う建設工事を施工しようとする場合は、市町長への届出（表－6）が義務付けられており、規制基準（表－5）の適用を受けます。

表－5 特定建設作業の種類と規制基準

特定建設作業の種類 〔開始した日に終了するものを除く〕	規制基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）					備考
	騒音の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止	
①くい打機、くい抜機又はくい打機、くい抜機を使用する作業	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものをないこと	第1号区域（第1種、第2種、第3種区域の全域及び第4種区域の一部）	第1号区域 1日10時間を超えないこと	同一場所において連続6日間以内	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式くい打機、くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
②びょう打機を使用する作業						
③さく岩機を使用する作業		ただし、 ・災害等の事態 ・人の生命等の危険防止 ・鉄道軌道の正常運行 ・変電所の工事 ・道路法・道路交通法に基づき日曜・休日に行う場合 についての作業を除く。	電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kW以上のものに限る。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）			
④空気圧縮機を使用する作業				ただし、 ・災害等の事態 ・人の生命等の危険防止 ・鉄道軌道の正常運行 ・変電所の工事 ・道路法・道路交通法に基づき日曜・休日に行う場合 についての作業を除く。	コンクリートプラントは混練機の混練容量が0.45m ³ 以上に限る。（モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。	
⑤コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		ただし、 ・災害等の事態 ・人の生命等の危険防止 ・鉄道軌道の正常運行 ・変電所の工事 ・道路法・道路交通法に基づき日曜・休日に行う場合 についての作業を除く。	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。			
⑥バックホウを使用する作業				一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。		
⑦トラクターショベルを使用する作業		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。				
⑧ブルドーザーを使用する作業						

(備考) 1 区域の区分は、次の区分によります。

・第1号区域：規制地域のうち、次の(1)～(4)の区域

(1) 第1種区域の全域

(2) 第2種区域の全域

(3) 第3種区域の全域

(4) 第4種区域であって、

①学校、②保育所、③病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、

④図書館、⑤特別養護老人ホーム、⑥幼保連携型認定こども園

の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

・第2号区域：第4種区域のうち第1号区域を除く区域

2 基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業については、市町長は勧告又は命令を行うに当たり、1日の作業時間を4時間までに短縮させることができます。

表-6 特定建設作業の届出

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則	届出者
特定建設作業実施届 (法第14条第1項及び第2項)	規制地域内で特定建設作業を実施しようとする場合	様式第9	正副2部 (添付書類を含む)	特定建設作業開始の日の7日前 (法第14条第1項)	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の罰金 (法第31条)	特定建設作業を伴う建設工事を施工する者 (元請負人)
				特定建設作業を災害、その他非常事態に緊急に行う場合は、速やかに届け出る。 (法第14条第2項)	同上 1万円以下の過料 (法第33条)	同上

(備考) 1 添付書類は次のとおりです。

(1) 特定建設作業の場所の付近の見取図

(2) 特定建設作業を伴う工事の概要を示した工程表で特定建設作業の工程を明示したもの

2 届出書の用紙は各市町環境担当課にあります。届出書は各市町環境担当課へ提出してください。

3 規則に定められたフレキシブルディスクによる届出もできます。(様式第10)

【参考】

特定建設作業に該当する作業の判定

建設作業の名称	区分	建設作業の名称	区分
ディーゼルパイルハンマ	○	アースドリル工法	×
ドロップハンマ	○	リバースサーキュレーション工法	×
もんけん(人力)	×	地中連続壁工法	×
油圧パイルハンマ	○	鋼球による破壊	×
エアハンマ	○	舗装版破砕機(ハンマを落下させるもののみ)	×
バイブロハンマ	○	ハンドブレーカ	○
油圧圧入、ワイヤ圧入	×注1	油圧ブレーカ	○
プレボーリング工法(アースオーガ+直打工法)	×	コンクリート圧砕機	×
プレボーリング工法(アースオーガ+根固め)	×	ブルドーザ(40kW以上のもの)	○注2
中堀工法(アースオーガ+直打工法)	×	バックホウ(80kW以上のもの)	○注2
オールケーシング工法(ベント工法)	×	トラクタショベル(70kW以上のもの)	○注2

注1：くい打機及びくい抜のみ対象。圧入式くい打くい抜機は対象外

注2：環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が指定以上のもの

「建設作業振動マニュアル」(平成6年4月社団法人日本建設機械化協会)P24をもとに作成

出典：環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室「よくわかる建設作業振動防止の手引き」

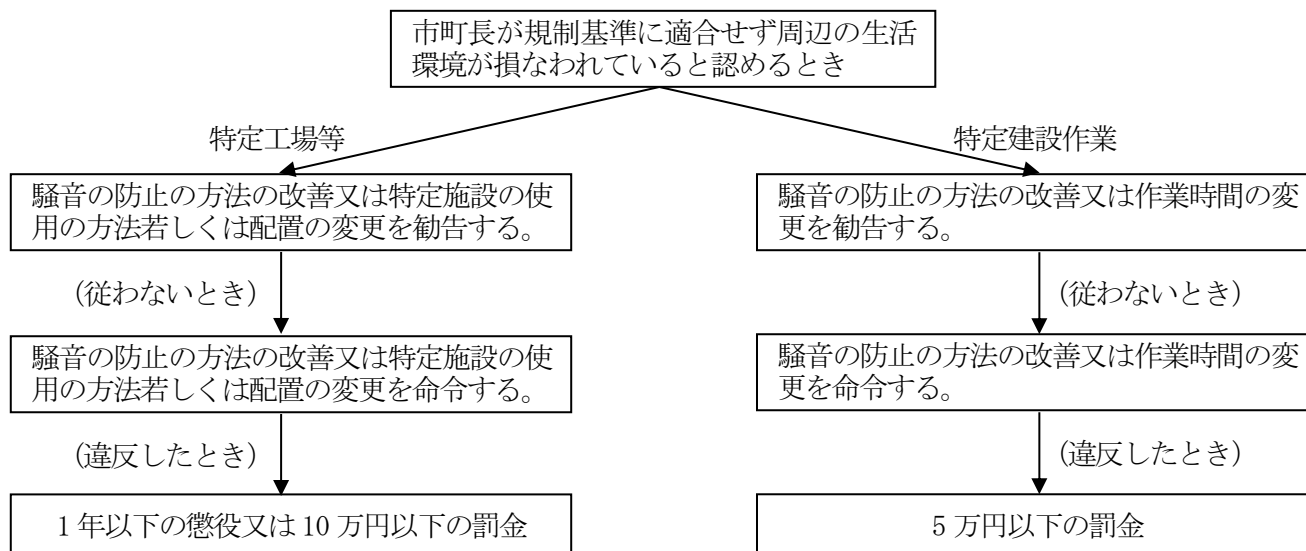
5 工場騒音、建設作業騒音の測定方法

- (1) 測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行います。この場合において周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとされています。
- (2) 測定方法は、日本産業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のいずれかとします。
 - ① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - ② 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - ③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - ④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- (3) 暗騒音について、対象外の騒音が 10 デシベル以上低い場合はほぼ無視できますが、対象の音があるときとなないときの指示値の差が 9 以下の場合は、日本産業規格 Z 8731 に基づき表-7 に示す暗騒音の補正を行う必要があります。(測定は、暗騒音の補正の必要がない場所と時間を選択するのが望ましい。)

表-7 暗騒音の補正 (単位：デシベル)

指示値の差	4	5	6	7	8	9
補正値	-2		-1			

6 行政処分と罰則



※ 新たに規制地域となった地域内であって、施行の日以前に特定施設を設置していた工場・事業場については、特定施設の使用届出を提出して下さい。

なお、改善勧告等は施行の日から3年間は適用が猶予されます。

ただし、前述の工場・事業場が使用の届出とは別の種類の特定施設を新たに設置する場合、又は、同一の種類の特定施設の数が増加する場合は、改善勧告等の猶予期間はなくなります。また、規制基準の区域区分の変更のあった地域に所在する特定工場等については、改善勧告等の猶予期間はありません。

※ 新たに規制地域となった地域内で施行の日以前に特定建設作業を行っていた場合は、届出を要しませんが、規制基準は施行の日から適用されます。

なお、改善勧告等の猶予期間はありません。

7 自動車騒音の規制

市町長が自動車騒音の測定を行った場合、その大きさが限度（表－8）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、県公安委員会に対して、信号機の設置、交通規制等の措置をとるべきことを要請するものとされており、また、必要がある場合には道路管理者等に対して、道路構造の改善等に関して意見を述べることができます。

表－8 自動車騒音に係る要請等の限度（要請限度）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 〔午前6時から午後10時 まで〕	夜 間 〔午後10時から翌日の 午前6時まで〕
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル (LAeq) (75 デシベル (LAeq))	55 デシベル (LAeq) (70 デシベル (LAeq))
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル (LAeq) (75 デシベル (LAeq))	65 デシベル (LAeq) (70 デシベル (LAeq))
b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル (LAeq) (75 デシベル (LAeq))	70 デシベル (LAeq) (70 デシベル (LAeq))

(備考) 1 () の値は幹線道路（高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町道）に近接する区域*の基準

2 近接する区域*とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離の範囲

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路 15 m
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線道路 20 m

【参 考】

- 1 a 区域、b 区域及びc 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として知事（市の区域内にあっては市長）が定めた区域をいう。
 - (1) a 区域 : 専ら住居の用に供される区域
 - (2) b 区域 : 主として住居の用に供される区域
 - (3) c 区域 : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 2 車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する带状の車道の部分をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71 条の条件に合格した騒音計を用いて行い、道路に接して住居等が存している場合には道路の敷地境界線において行い、道路に沿って住居等以外の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には、住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 4 騒音の測定は、交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3 日間について行うものとする。
- 5 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 6 騒音の測定方法は、原則として日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし当該建築物の反射の影響が無視できない場合には実測値を補正する。
- 7 自動車騒音以外の騒音や当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響がある場合は、これらの影響を勘案し、実測値を補正するものとする。
- 8 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3 日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

第2 ふるさと石川の環境を守り育てる条例による規制

1 ふるさと石川の環境を守り育てる条例の目的

ふるさと石川の環境を守り育てる条例は、生活環境、自然環境、地球環境などすべての環境を保全し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的としています。

なお、この項において金沢市においては、金沢市環境保全条例により規制を行っています。

2 深夜営業騒音の規制

(1) 飲食店営業に対する音量制限

規制地域（騒音規制法の規制地域と同じ、知事（市の区域内にあつては市長）が指定する地域（金沢市の区域内の地域を除く）（表－1））内で飲食店営業を営む場合には、午後7時から翌日の午前6時までの間、「表－9」の音量基準の適用を受けます。

表－9 音 量 基 準

対象営業	飲食店営業（客席を設けて行う営業に限る）		
対象地域	騒音規制法による規制地域		
音量基準	時間の区分	夕 方	夜 間
	区域の区分	（午後7時～午後10時）	（午後10時～翌日午前6時）
	第1種区域	45 デシベル	40 デシベル
	第2種区域	50 デシベル	45 デシベル
	第3種区域	60 デシベル	50 デシベル
	第4種区域	65 デシベル	60 デシベル

（備考）1 騒音の測定点は、飲食店営業の営業施設の敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。

2 騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、測定値の90パーセントレンジの上端値とする。

3 区域の区分は、騒音規制法による区域の区分（表－3「特定工場等の規制基準」の備考）と同じである。

(2) 深夜における音響機器の使用制限

規制地域のうち「表－10」に示す対象地域で飲食店営業を営む場合は、音量基準（表－9）のほか、午後11時から翌日午前6時までの間、カラオケ装置等の音響機器を使用することが禁止されています。

ただし、音響機器から発生する音が外部に漏れ出ない措置を講じた場合は、この制限を受けません。

表－10 音響機器の使用時間の制限

対象営業	飲食店営業（客席を設けて行う営業に限る）
対象地域	第1種区域： 全域 第2種区域： 全域 第3種区域： 第3種区域のうち、病院、入院設備を有する診療所、一般住宅に隣接する飲食店営業の施設の敷地の区域
音響機器の使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時 ※ただし、音響機器から発生する音が外部に漏れ出ない措置を講じた場合を除く
音響機器	カラオケ装置、蓄音機、楽器、拡声装置

3 商業宣伝を目的とした拡声機の使用制限

(1) 学校、病院等周辺での拡声機の使用禁止

静穏を図る必要がある地域として学校・保育所・病院・入院設備を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の周囲 50 m 以内の区域では商業宣伝を目的とした拡声機を使用してはいけません。

(2) 航空機からの拡声機の使用禁止

県下全域では、航空機による商業宣伝を目的とした拡声機を使用してはいけません。

(3) 拡声機を使用する場合の遵守事項

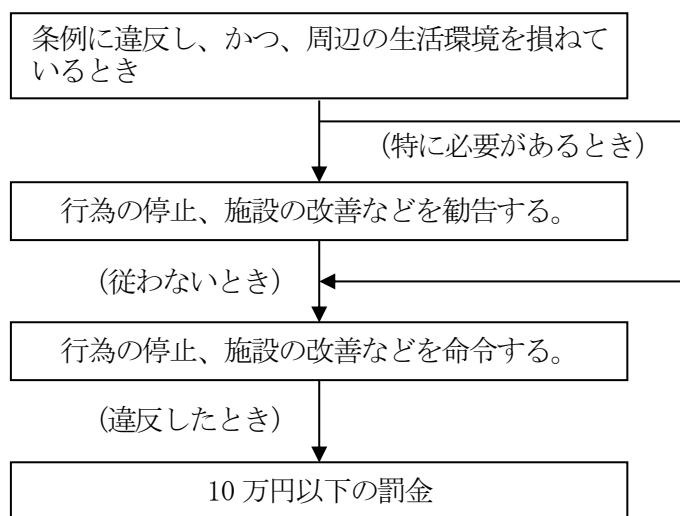
上記(1)、(2)のほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用するときは基準(表-11)を守らなければなりません。

表-11 拡声機の使用に係る遵守事項

対象地域		騒音規制法による規制地域		
区 分		固定式放送	移動式店舗	移動放送
拡声機の使用禁止時間		午後8時～翌日午前9時	午後11時～翌日午前7時	午後8時～翌日午前9時
音量基準	第1種区域	55 デシベル	80 デシベル	80 デシベル
	第2種区域	60 デシベル		
	第3種区域	70 デシベル		
	第4種区域	75 デシベル		
その他の基準		地上7 m以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと。	1地点に停止して連続5分間以上拡声機を使用しないこと。	

- (備考) 1 移動式店舗とは、ラーメン屋、ホットドック屋、魚介類行商業者、チリ紙交換等をいう。
移動放送とは、一般に宣伝カーをいう。
- 2 騒音の測定点は、拡声機の直下から10メートル離れた地点（移動して拡声機を使用する場合にあっては、道路端）とする。
- 3 騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、測定値の中央値（移動して拡声機を使用する場合にあっては、測定場所を通過する前後5秒間の変動ごとの指示値の最大値の平均値）とする。
- 4 区域の区分は、騒音規制法による区域の区分（表-3の備考）と同じである。

4 行政処分と罰則



※ 新たに規制地域となった地域内であって、施行の日以前に飲食店営業を営んでいるものについては、改善勧告等を1年間猶予します。

第3 環境基準

環境基本法第 16 条により、生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで、維持されることが望ましい基準を環境基準として定めています。これは、関係法令の運用その他必要な措置を講ずることにより騒音から住民の生活環境を保全する施策の基本となるものです。

1 環境基準の類型を当てはめる地域の指定状況

石川県では、全ての市町（19 市町）において知事又は市長が環境基準の類型を当てはめる地域を指定しています。具体的な地域の範囲及び基準については、各市町環境担当課へお尋ねください。

表-12 環境基準の類型を当てはめる地域の指定状況

市 町	当初施行 年 月 日	最終施行 年 月 日	平成 24 年度以降 の改正年度	市 町	当初施行 年 月 日	最終施行 年 月 日	平成 24 年度以降 の改正年度
金 沢 市	S63. 4. 1	R4. 4. 1	H28	野々市市	S63. 4. 1	R4. 4. 1	H24, 27、R1, 2
七 尾 市	H13. 3. 1	H24. 4. 1		川 北 町	H13. 3. 1	H13. 3. 1	
小 松 市	H13. 3. 1	R4. 3. 18	H24, 27、R3	津 幡 町	H13. 3. 1	H23. 5. 1	
輪 島 市	H14. 3. 1	R2. 4. 1	H24	内 灘 町	S63. 4. 1	H21. 5. 1	
珠 洲 市	H14. 3. 1	H24. 4. 1		志 賀 町	H13. 3. 1	H18. 4. 1	
加 賀 市	H13. 3. 1	H24. 4. 1		宝達志水町	H13. 3. 1	H18. 4. 1	
羽 咋 市	H13. 3. 1	H24. 4. 1		中能登町	H13. 3. 1	H23. 5. 1	
かほく市	H14. 3. 1	R4. 4. 1	H24	穴 水 町	H14. 3. 1	H14. 3. 1	
白 山 市	H13. 3. 1	H24. 4. 1		能 登 町	H13. 3. 1	H14. 3. 1	
能 美 市	H13. 3. 1	H24. 4. 1					

2 環境基準の類型を当てはめる地域の概要

表-13 環境基準の類型を当てはめる地域の概要

地域の類型	当てはめる地域
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 ※石川県内には「AA」の類型を当てはめた地域はありません。
A	専ら住居の用に供される地域
B	主として住居の用に供される地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

3 一般地域の環境基準

表-14 一般地域の環境基準

地域の類型	昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
AA	50 デシベル以下 (LAeq)	40 デシベル以下 (LAeq)
A 及び B	55 デシベル以下 (LAeq)	45 デシベル以下 (LAeq)
C	60 デシベル以下 (LAeq)	50 デシベル以下 (LAeq)

評価方法：原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価する。

4 道路に面する地域の環境基準

表-15 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下 (LAeq) (70 デシベル以下 (LAeq))	55 デシベル以下 (LAeq) (65 デシベル以下 (LAeq))
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下 (LAeq) (70 デシベル以下 (LAeq))	60 デシベル以下 (LAeq) (65 デシベル以下 (LAeq))

(注) 1 () は幹線道路(高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町道)に近接する空間*の基準
近接する空間*：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離に応じ範囲が特定される。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線道路 15 m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線道路 20 m

2 評価方法は、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する。

第4 環境保全資金の融資制度について

県では、環境保全のための施設整備資金にお困りの中小企業者の方々のために、石川県環境保全資金融資制度を設けています。この制度についての詳しい内容は、石川県生活環境部環境政策課までお問い合わせください。

騒音規制についてのご質問は、各市町環境担当課までお問い合わせ下さい。
(法のほか、市町の条例によって、規制している場合があります。)

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

環境管理グループ TEL 076-225-1463 (直通) FAX 076-225-1466

E-mail: taiki@pref.ishikawa.lg.jp

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html#souon>)

